

財政部国家税務総局：企業の国外所得税控除の関連問題に関する通知
財税[2009]125号

各省、自治区、直轄市、計画単列市财政厅（局）、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：

《中華人民共和国企業所得税法》（以下企業所得税法という）及び《中華人民共和国企業所得税法実施条例》（以下実施条例という）の関連規定に基づき、ここに企業が国外所得を取得して企業所得税を計算するときに国外で既に納付済みまたは負担した所得税額を控除することの関連問題を以下のとおり通知する。

一、居住者企業及び非居住者企業が中国国内にて設立する機構、場所（以下、統一して企業という）は、企業所得税法第二十三条、第二十四条の関連規定に則り、その要納税額より国外にて納付した所得税額を控除する場合、本通知を適用する。

二、企業は企業所得税法及びその実施条例、税収協定及び本通知の規定に従い、正確に下記に掲げる当期の国外所得税控除に関連する項目を計算した後、当期の実際に控除することができる国（地区）別国外所得税税額と控除限度額を確定しなければならない。

- （一）国内所得の課税所得額（以下、国内課税所得額という）と国（地区）別の国外所得の課税所得額（以下、国外課税所得額という）
- （二）国（地区）別の控除することができる国外所得税税額
- （三）国（地区）別の国外所得税の控除限度額。

企業は、上述項目にある実際に控除することができる国（地区）別の国外所得税税額を正確に計算することができない場合、相応する国家（地区）にて納付した税収はいずれも当該企業の当期要納税額より控除してはならず、また以降年度に繰越控除してもならない。

三、企業はその実施条例第七条の規定に従い確定した中国国外所得（国外税前所得）について、以下の規定に従い実施条例第七十八条に規定する国外課税所得額を計算すること。

（一）居住者企業が国外に独立納税地位を有さない分支機構を設立した場合、その国外を源泉とする所得は、国外収入総額から国外収入取得に関係する各項の合理的支出を控除した後の残額を課税所得額とする。各項収入、支出は、企業所得税法及び実施条例の関係規定に従い確定しなければならない。

居住者企業が国外に設立した独立した納税地位を有さない分支機構が取得した各項国外所得は、中国国内に還流の有無に関わらず、いずれも当該企業の所属納税年度の国外課税所得額に計上しなければならない。

（二）居住者企業は国外を源泉とする株主配当金、配当等の權益性投資収益、及び利息、賃料、ロイヤリティー、財産譲渡等収入について、企業所得税法及び実施条例等の規定に

従い計算された当該項収入取得に係る各項合理的支出を控除した後の残額を課税所得額とする。国外を源泉とする株主配当金、配当等の權益性投資収益は、被投資方が利益分配決定をした日時で収入の実現と確認する。国外を源泉とする利息、賃料、ロイヤリティー、財産譲渡等収入は関係契約が約定する取引対価支払い期日を収入実現と確認しなければならない。

(三) 非居住者企業が国内に機構、場所を設立しており、国外で発生したが国内に設けた機構、場所が実際に関係している各項課税所得については上述第(二)項の規定に沿って相応の課税所得額を計算しなければならない。

(四) 国外課税所得額を計算するとき、企業が国内・国外所得を取得するために国内・国外で発生した共同支出は、国外課税所得の取得に係る場合、合理的な部分については、国内・国外(国(地区)別とし、以下同じ)課税所得間で、合理的な比率で分担後控除しなければならない。

(五) 国外課税所得額を取りまとめ計算するとき、企業が国外の同一国家(地区)に設立した独立納税地位を持たない分支機構について、企業所得税法及び実施条例の関係規定に従い計算した損失については、その国内または他国(地区)の課税所得額と相殺してはならないが、同一国家(地区)のその他の項目あるいは以降年度の所得を用いて規定に従い補填することができる。

四、控除することができる国外所得税税額とは、企業の中国国外を源泉とする所得が中国国外税法及び関連規定に則り納付すべきであり且つ既に実際に納付した企業所得税性質の税額をいうが、次を含まない。

(一) 国外所得税の法律及び関連規定により納税間違いまたは徴税間違いに該当する国外所得税額

(二) 税収協定の規定により徴収すべきでない国外所得税税額

(三) 国外所得税の過小納付または延滞により追加された利息、滞納金または罰金

(四) 国外所得税納税者またはその利害関係者が国外徴税主体より実際に返却または補償された国外所得税税額

(五) 我が国企業所得税法及びその実施条例の規定に従い、既に我が国の企業所得税を徴収免除された国外所得が負担する国外所得税税額

(六) 国務院財政、税務主管部門の関連規定に従い既に企業の国外課税所得額より控除された国外所得税税額。

五、居住者企業において企業所得税法第二十四条の規定に従い国外所得が間接負担する税額を用いて税収控除を行う場合、その取得した国外投資収益が実際に間接負担する税額とは、直接または間接持ち株方式に基づいて合計持ち株が20%以上(20%を含む。以下同)の規定層級の外国企業持分について、これにより分配取得されるべき株主配当金、配当等權益性投資収益において最も低い層の外国企業から層ごとに計算し上位一層の企業が負担

する税額に属する場合、その計算公式は次の通りである。

本層企業が納税する額で上位一層の企業の負担に該当する税額＝（本層企業の利益と投資収益について実際に納付する税額＋本通知の規定に合致する本層企業が的に負担する税額）×本層企業が上位一層企業に分配する株主配当金（配当）÷本層企業所得税引き後利益額。

六、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、実施条例第八十条の規定に従い居住者企業が直接または間接的に 20%以上の株式を保有する外国企業は、以下の持ち株方式に符号する三層の外国企業に限る。

第一層:単一の居住者企業が直接 20%以上の株式を保有する外国企業

第二層:単一の第一層外国企業が直接 20%以上の株式を保有し、且つ単一の居住者企業が直接保有、あるいは本条で規定する持ち株条件に符合する一または複数の外国企業が間接的に保有する合計が 20%以上の株式に達する外国企業。

第三層:単一第二層の外国企業が直接 20%以上の株式を保有し、且つ単一居住者企業が直接保有、あるいは本条で規定する持ち株条件に符合する一または複数の外国企業が間接的に保有する合計が 20%以上の株式に達する外国企業。

七、居住者企業が我が国政府と税収協定（または取決）を締結した国家（地区）から取得した所得は、当該国（地区）税収法律に従い免税または減税待遇を享受し、且つ当該免税または減税の額が税収協定に従って既納付税額を中国の要納税額から控除するものと見なすべきと規定している場合、当該免税または減税額は企業が実際に納付した国外所得税額として税収控除することができる。

八、企業は企業所得税法及びその実施条例ならびに本通知の関係規定に従って国（地区）別に国外税額の控除限度額を計算しなければならない。

某国（地区）所得税控除限度額＝中国国内、国外所得の企業所得税法及び実施条例の規定に従い計算した課税総額×某国(地区)を源泉とする課税所得額÷中国国内、国外課税所得総額。

これによって上述公式中の「中国国内、国外所得の企業所得税法及び実施条例の規定に従い計算した課税総額」の税率を計算する場合、国務院財政、税務主管部門が別途規定をする以外は、企業所得税法第四条第一項に規定する税率とする。

企業が企業所得税法及びその実施条例ならびに本通知の関係規定に従い計算した当期国内、国外課税所得総額がゼロ未満の場合は 0 で当期国内、国外課税所得総額を計算し、その当期国外所得税の控除限度額も 0 とする。

九、実際に控除すべき国外で既に納付及び間接負担した所得税税額を計算する際、企業は国外一国（地区）で当年に納付及び間接負担する規定に符合する所得税税額が計算当該

国（地区）の控除限度額を下回る場合、当該項の税額を国外所得税控除額とし企業課税総額から事実の通り控除しなければならない。限度額を超える部分を控除する場合は、当年の控除限度額を国外所得税控除額として控除し、控除限度額を超える残額については翌年から連続五納税年度内に毎年度の控除限度額を用いて当年の控除すべき税額を控除した後の残額を補填する。

十、下記の状況に該当する場合、企業の申請、主管税務機関の許可を経て簡易法にて国外所得の既納税額を計算し控除することができる。

（一）企業が国外から営業利益所得及び国外税額間接控除条件に合致する株主配当金所得を取得する場合、所得源泉国（地区）政府機関が発行した納税性質を有する証憑または証明があっても、客観的原因により納付すべきで且つ実際に納付済みの国外所得税税額を真実、正確に確認することができない場合、当該所得の直接納付及び間接負担した税額の所得源泉（地区）における実際有効税率が我が国の企業所得税法第四条第一款で規定している税率の 50%以上下回る場合を除き、国外課税所得額の 12.5%を控除限度額とし、企業は当該国（地区）税務機関または政府機関が発行する納税性質を有する証憑または証明の金額で、その控除限度額を超過しない部分について、控除を認め、超過する部分は控除してはならない。

本款で規定する以外の株主配当金、利息、賃料、ロイヤリティー、財産譲渡等投資性所得は、一律本通知のその他規定に従って国外税額控除を計算する。

（二）企業が国外より営業利益所得及び国外税額間接控除条件に符合する株主配当金所得を取得する場合、およそ当該所得が納付及び間接負担する税額が所得源泉国（地区）の法定税率が明らかに我が国よりも高い且つ実際の有効税率が明らかに我が国よりも高い場合、直接本通知の規定に従って計算する国外課税所得額と我が国の企業所得税法で規定する税率で計算する控除限度額を控除可能な既に国外で実際納付した企業所得税税額とすることができる。具体的国家（地区）名簿は付属文書を参照のこと。財政部、国家税務総局は実際状況に基づいて適宜名簿に調整を行うことができる。

本項で規定する以外の株主配当金、利息、賃料、ロイヤリティー、財産譲渡等の投資性所得は、一律本通知のその他の規定に従って国外税額控除を計算する。

十一、企業が国外に投資設立した独立納税地位を有しない分支機構は、その生産、経営所得を計算する納税年度と我が国が規定する納税年度が一致しない場合、我が国の納税年度当年度に相対応する国外納税年度は、我が国の関連納税年度のどこかの一日が終わる国外納税年度でなければならない。

企業が前項以外の国外所得を取得し実際に納付または間接負担した国外所得税は、当該国外所得実現日にあたる我が国の納税年度の要納税額から計算、控除する。

十二、企業の国外所得税額控除後の実際の課税所得税額の計算公式は次の通り。

企業の実際の課税所得税額 = 企業の国内外所得課税総額 - 企業所得税の減免、控除優遇税額 - 国外所得税控除額。

十三、本通知がいうところの独立納税地位を有しないとは、企業設立地の法律に基づき独立法人地位を具備しない、または税収協定の規定に基づき相手国（地区）の税収居住者と認定されないということを指す。

十四、企業が中国香港、マカオ、台湾地区を源泉とする課税所得を取得した場合、本通知を参照して執行する。

十五、中華人民共和国政府と外国政府が締結した関係税収の協定に本通知と異なる規定がある場合、協定の規定に則り行うものとする。

十六、本通知は 2008 年 1 月 1 日より執行する。

付属文書：法定税率が明らかに我国より高い国外所得発生国（地区）名簿

財政部国家税務総局

二〇〇九年十二月二十五日

付属文書：

法定税率が明らかに我国より高い国外所得発生国（地区）名簿

アメリカ、アルゼンチン、ブルンジ、カメルーン、キューバ、フランス、日本、モロッコ、パキスタン、ザンビア、クウェート、バングラデシュ、シリア、ヨルダン、ラオス。